

# 戸塚区連合町内会自治会連絡会7月定例会 議 題 説 明 書

共同募金会横浜市戸塚区支会

議題名: 「共同募金とつかだより」の全戸配布について(依頼)

**【内容】**

令和6年度共同募金運動の実施(10月1日～12月31日)にあたり、区民の皆様には募金運動へ協力等の周知を図る為、自治会町内会を通じて「共同募金2024とつかだより」の全戸配布をお願いいたします。

1. 送付時期: 令和6年8月下旬(「広報よこはま戸塚区版」9月号と同時期)
2. 送付方法: 配送業者から、各自治会町内会の広報配布責任者宛てに直接送付します。
3. 依頼文: 「共同募金2024とつかだより」の全戸配布のお願い(依頼)
4. 「共同募金2024とつかだより」の概要  
(1)体裁: A4版両面印刷1枚  
(2)内容: 令和6年度共同募金実績及び配分実績・令和6年度共同募金運動への協力依頼  
※昨年度配布物「共同募金2023とつかだより」を参考に添付します。
5. 年度末に連合町内会ごとに(広報配布世帯数×2円)をお振込みいたします。

**【例年あげている議題か?】**

例年ご依頼させていただいております。  
昨年も7月区連会にてご依頼しました。

**【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか?】**  
**【各単会の会長に何を依頼したいのか?】(具体的に記入してください。)**

「広報よこはま戸塚区版」9月号と合わせて配布をお願いいたします。

**【その他、注意することなど】**

共同募金運動の協力依頼と資材については、9月下旬に各町内会自治会会長様宛てにお送りいたします。詳しくは9月定例会にてご説明いたします。

問合せ先

担当部署 共同募金会横浜市戸塚区支会

担当者名 森川、山口

TEL 045-866-8434 FAX 045-866-8434

各地区連合町内会自治会会長 様

神奈川県共同募金会横浜市戸塚区支会  
支会長 相澤 辰信

「共同募金2024とつかだより」の全戸配布のお願い（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から地域福祉の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も10月1日から共同募金運動が始まります。

つきましては、令和6年度の共同募金運動の実施にあたり、広く区民の皆様に募金活動への協力等の周知を図るため、自治会町内会を通じて「共同募金2024とつかだより」の全戸配布をお願いいたします。

1 「共同募金 2024 とつかだより」の概要

(1)体裁 : A4 版両面印刷 1 枚

(2)内容 : 令和5年度共同募金実績及び配分実績  
令和6年度共同募金運動への協力依頼

※ 昨年度（令和5年度）配布物「共同募金 2023 とつかだより（写）」を参考に添付  
します。

2 送付時期

令和6年8月下旬（「広報よこはま戸塚区版」9月号と同時期）

3 送付方法

配送業者から、各自治会町内会の広報配布責任者宛てに直接送付します。

4 配布手数料

年度末に連合町内会ごとに 広報配布世帯数×2円 をお振込みいたします。

振込予定日：3月下旬

振込先口座：各連合町内会の指定口座

事務局：共同募金会横浜市戸塚区支会

担当：森川、山口（戸塚区社会福祉協議会）

TEL：045-866-8434 / FAX：045-862-5890

# とつかだより



共同募金PR大使  
野毛山動物園の  
チンパンジー  
「コウタロウ」



昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金です。  
寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。  
温かいご支援ありがとうございました。



【humhum】  
「相談できる人もいなくて子どもと私だけで追い詰められてとても辛い時期にhumhumのひろばと出会って、楽しく話して手作りのあったかいごはんを食べて救われました。」と以前入園前に参加されていた母親が話してくれました。交流の場をつくる活動の継続を支えていただきありがとうございます。



## 【ねむのき会】

北汲沢地区は高齢化が進み1人暮らしの方、高齢者のみの世帯などが多くなってきています。コロナ禍も手伝って外に出るチャンスも少なくなり孤立しがちで家の中に閉じこもる傾向にあります。配食サービスの活動によってお弁当をお届けしながら高齢の方々に笑顔になっていただけるように応援をしていきたいと思っております。皆様の寄付のおかげでこの見守り配食活動を継続できます。ご協力いただきありがとうございます。

令和4年度皆さまからお寄せいただいた寄付金の総額

**21,863,938円** (赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。)

赤い羽根募金 18,655,810円 年末たすけあい募金 3,208,128円

### 赤い羽根募金のつかいみち

配分総額 **18,676,704円**

戸塚区内を中心とした地域福祉活動に使われます。

- ◎戸塚区内の社会福祉施設・団体へ 10,740,000円
  - ◎地区社会福祉協議会への支援 3,544,000円
  - ◎地域福祉団体活動助成「戸塚区社協ふれあい助成金」 2,150,000円
  - ◎戸塚区社会福祉協議会事業費 1,517,393円
  - ◎障害児・者関係事業 55,311円
  - ◎地域福祉団体助成 590,000円
  - ◎見舞金・救護費 80,000円
- ※寄付額と配分額との差額(20,894円)は、県域からの寄付金が充当されています。

### 年末たすけあい募金のつかいみち

配分総額 **3,208,128円**

すべて戸塚区内の福祉保健活動に使われます。

- ◎地区社会福祉協議会への助成金 1,620,000円
- ◎戸塚区社協フレンズ助成金 500,000円
- ◎地域福祉推進事業費等 1,088,128円



戸塚区社会福祉協議会  
ホームページ



赤い羽根データベース  
はねっと



10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。  
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。



じぶんの町を良くするしくみ。  
赤い羽根共同募金



# 令和5年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

令和2年から続いたウイルス感染下による人々の行動制限も徐々に解除され、本年5月、感染症法上の分類が緩和されたことで、社会・経済活動が感染前の状況に戻り始めています。

そんな中、生活に困窮される方々や社会的に孤立している方々、さらにはウクライナから県内に避難されている方々をはじめ、毎年、記録的な大雨等による大規模災害により避難生活を余儀なくされる方々など、いま多くの方々への支援が一層求められています。

ことしの共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められている社会的課題への支援事業や災害支援事業とともに、引き続き、神奈川県内の地域福祉活動を推進してまいります。



©YDB



©1992 Y. MARINOS

★横浜DeNAベイスターズ  
★横浜F・マリノス  
ともに赤い羽根共同募金を  
応援しています！

## Q 共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。



## Q 募金なのに、どうして目標額があるの？

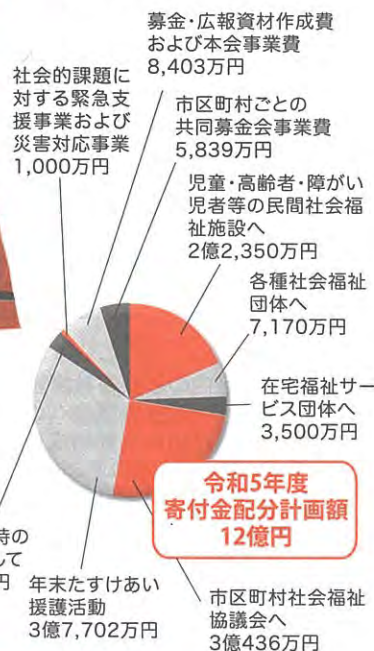
地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。

## Q 共同募金って何に使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、ウイルス影響下での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



### 税制の特典があります！

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。  
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。（詳しくは、本会までお問い合わせください）
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号）に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。  
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター6階 電話 045-312-6339

「令和5年度の目標額は  
12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします！  
【募集期間】10月1日～3月31日（※）

※共同募金運動は厚生労働大臣が定める同期間で実施しますが、県内一部の地域では、従前と同様に10月1日から12月31日までの3カ月間で実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。  
赤い羽根共同募金

